

(答弁書第二十二号) 昭和二十二年八月十二日配付

内閣参甲第二六号

昭和二十二年八月十一日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出医薬分業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出醫藥分業に関する質問に対する答弁書

醫藥分業については、醫藥業行政上多年にわたつて論議せられて居る所であり、当局としても是が利害得失につき、種々研究を重ねている次第であります。

元來醫藥分業は、種々利点のあることは言うまでもない事でありまして、現代医学、藥學夫々の分野における進歩並びに學問上の分化と共に益々複雑専門化して來た調劑技術を専門家たる藥劑師に委ねることは、只でさえ不足せる醫藥品を多数の醫師の手下に散在退藏する弊を防ぎ得る等幾多の利点を挙げ得ると考えられるのであります。

然し乍ら、醫師も調劑し得ることは、医療上種々の利点がありますと共に、翻つて日本の現状を顧みましますと、從來多年にわたつて醫師が調劑を兼ねて來た關係上、一般民衆もこの状態に慣れ、親しみを感じて居り、一方において我が國の藥局は、殊に終戰後戰災に依る復興が遅々として進捗して居らぬ現在、完全な醫藥分業を行うのには適當でない状態と考えられます。又藥局の分布狀況よりするも、國民大衆に却

つて不便をもたらす結果となり、更に医薬品の不足せるための薬局における調剤の困難は、益々大衆を不安に陥れる虞が大であるようにも考えられます。

かく考えますとき、多年にわたる慣習を一朝にして激変せしめることは、幾多の混乱が予想されるのであります。まして、**医薬分業**の利点は充分に考えられ乍らも、未だ日本の現状では時期尙早であるの感が大であります。さりとてこの問題は、將來解決しなければならぬ重大懸案でありますので、今後充分な検討を加え、万遺憾のないよう慎重を期したいと考えている次第であります。